

○災害応急作業等手当

・概要

- (1) 災害応急作業等手当は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い警戒区域等に設定された区域において作業を行う場合に支給される。
- (2) 支給対象者
市町村立小学校、中学校又は特別支援学校に勤務する県費負担の教育職員。なお給料の特別調整額（管理職手当）受給者も支給対象。
- (3) 支給対象作業、支給額
表に掲げる区域で職務命令等により行う作業。

業務を行う区域		手当額（日額）	コード	
帰還困難区域	屋外	4時間以上	6,600円	344
		4時間未満	3,960円	345
	屋内		1,330円	346
居住制限区域	屋外	4時間以上	3,300円	347
		4時間未満	1,980円	348
	屋内		660円	349
警戒区域【継続】	屋外	4時間以上	6,600円	350
		4時間未満	3,960円	351
	屋内		1,330円	352
計画的避難区域【継続】	屋外	4時間以上	5,000円	331
		4時間未満	3,000円	333
	屋内		1,000円	334

- ① 平成24年8月1日から適用
 - ※ 南相馬市における帰還困難区域については、平成24年4月16日から適用
 - ※ 飯舘村における帰還困難区域については、平成24年7月17日から適用
- ② 段階的に区域見直しに伴う当面の措置
 - ア 警戒区域で行う作業：帰還困難区域と同額が適用
 - イ 計画的避難区域で行う作業：改正前と同額が適用
- ③ 避難指示解除準備区域で行う作業
手当の支給対象とはならない

・関係法令等

- (1) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 附則第9項
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例 附則第4項・第5項・第6項
- (3) 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 附則第7項
- (4) 東日本大震災に係る特殊勤務手当（災害応急作業手当）の運用等について

・事務処理

時期	処 理 内 容
帳簿記入	特殊勤務手当実績簿【東日本大震災に係る災害応急作業等手当の特例】別紙1に記入する ※実績の確認にあたっては「旅行命令書」及び「出勤簿」等を確認する
報 告	例月実績通知書4を作成し、教育事務所へ提出する
支 給	勤務した月の翌月の給与支給日に支給する。給与等領収書を確認する